

# 子ども・子育て支援施設の確認を受けた施設の施設長様へ ～サービス利用申し込み時に確認すること～

施設の利用料金が無償となるためには、いくつかの要件があります。  
以下の流れを参照してサービスを提供してください。

利用希望者が「施設等利用給付認定通知書」を持っている



**別紙の流れ  
でサービスを提  
供する**



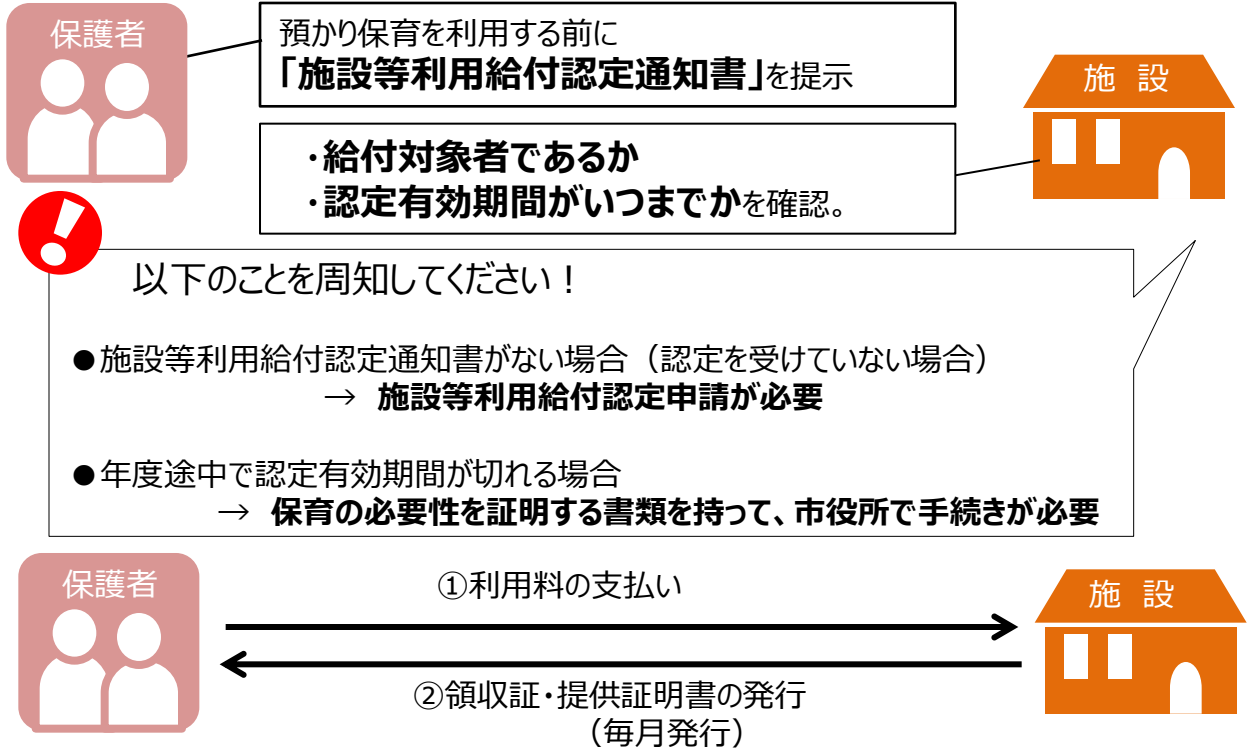
## 無償とならないことを説明

- ①認可保育所等に通っていない
- ②保育の必要性がある
- ③0～2歳児の場合、非課税世帯である

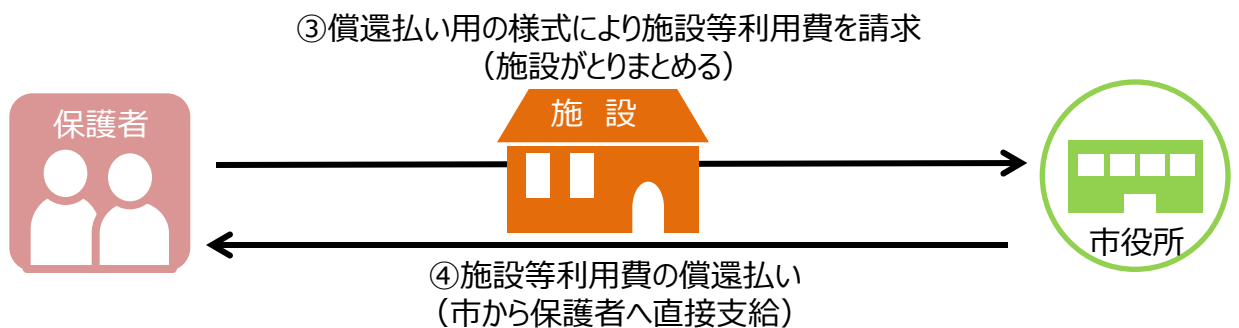
上記①～③を満たす見込みがあり、保護者が無償化となることを希望する場合は、利用の前までに住民票のある自治体で施設等利用給付申請をして、認定を受けるよう案内する。

# 子ども・子育て支援施設の確認を受けた施設の施設長様へ ～施設等利用給付費支給までの流れ（預かり保育）～

## 預かり保育を利用するとき



## 施設等利用費を請求するとき



### <償還払いについて>

3か月ごと、年4回を予定しています。（令和元年度は、1回を予定）  
償還払い申請については、追ってご案内します。

### <他の認可外保育施設の利用について>

※子ども・子育て支援法第28条の18第3項の適合状況が「適合」である施設の預かり保育を利用する子どもが、他の認可外保育施設を利用した場合、他の認可外保育施設利用部分については、無償化の対象外となります。

※…教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上かつ年間開所日数200日以上である施設